

北塩原村議会訓令第1号

北塩原村議会の映像配信に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北塩原村議会（以下「議会」という。）を広く村民に公開し、より開かれた議会を推進するために行う北塩原村議会の定例会及び臨時会における本会議（以下「本会議」という。）の映像配信に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ライブ中継 開催中の会議を生中継により庁舎内等に設置したテレビ及びインターネットで放映することをいう。

(2) 録画配信 ライブ中継した映像データを編集後、後日インターネットを利用して公開することをいう。

(ライブ中継、録画配信の実施)

第3条 ライブ中継、録画配信（以下「映像配信」という。）する会議は、定例会及び臨時会の本会議とし、原則として会議の開会から閉会までとする。ただし、全員協議会及び秘密会は配信を行わないものとする。

2 録画配信を行う場合であって、当該録画配信に係る映像の中に次の各号のいずれかに該当する部分があるときは、該当する部分に限り配信を行わないものとする。

(1) 議長が取消しを求めた発言及び議員が取消しを求めた発言

(2) 前号に掲げるもののほか、その他個人情報が含まれる等、議長が編集することを適当と認めるもの

(録画配信の配信期間)

第4条 録画配信の期間は、当該会議が終了し公開した日から1年とする。

(映像配信の中止)

第5条 議長は、やむを得ない事情があると認めるときは、議会と協議し映像

配信を中止することができる。

(会議中継に関する権利)

第6条 会議中継に係る文書、映像、音声に関する権利は、議会に帰属する。

2 会議中継の内容を許可なく他に使用することを禁ずる。

3 前2項の規定は、その旨を議会のホームページに明示するものとする。

(免責)

第7条 議会は、映像配信を利用したこと、又は映像配信の情報を使用したことによる損害の発生について一切の責任を負わない。

(映像配信の位置付け)

第8条 映像配信は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び北塩原村議会会議規則（昭和62年12月25日議会規則第1号）に規定する会議録にはならない旨を議会のホームページに明示するものとする。

(庶務)

第9条 映像配信等に関する庶務は、議会事務局において処理するものとし、放映及び公開に関する業務は、関係部署が相互協力し行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、映像配信に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。